

平成 30 年 7 月 9 日

お客様 各位

幡多信用金庫

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨 にかかる災害に対する金融上の措置について

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨により被害にあわれた方に心よりお見舞い申し上げます。

当金庫では、被害を受けられたお客様に対し、以下のとおり対応させていただきます。

- 預金証書・通帳等を紛失した場合、預金者ご本人様であることをご確認させていただき、払戻し等の手続きをとらせていただきます。なお、本人確認書類がない場合でもご相談ください。
- 届出の印鑑のない場合でも同様に、拇印にて払戻し等に応じさせていただきます。
- 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応じさせていただきます。
- 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、取立ができるよう関係金融機関と調整させていただきます。
- 今回の災害のため支払ができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対してご相談に応じさせていただきます。
- 損傷した紙幣や貨幣は窓口で交換させていただきます。
- 国債を紛失した場合にはご相談に応じさせていただきます。
- 災害による復旧のための資金や、応急資金等のほか、既存のお借入れのご返済条件等についてご相談に応じさせていただきます。

詳細につきましては、お近くの当金庫各支店窓口にお問い合わせ下さい。

被害を受けられた皆様の一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

以上

